



# あだち 広報

発行/東京都足立区 千120 足立区千住一丁目4-18 ☎(882)1111 編集/企画部広報課

## 国民年金特集号

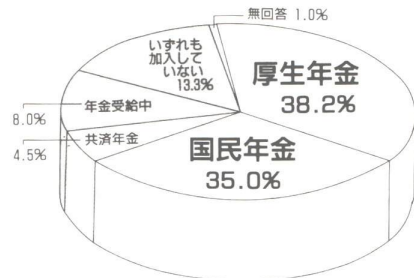
平成元年3月1日現在  
 ○第1・3号被保険者数 162,483人  
 ○年金受給権者数 38,663人  
 ○老齢福祉年金受給権者数 5,767人  
**区民部国民年金課**  
 千120 足立区中央本町一丁目17番1号  
 ☎(880)5151・5161・5165

## 国民年金特集

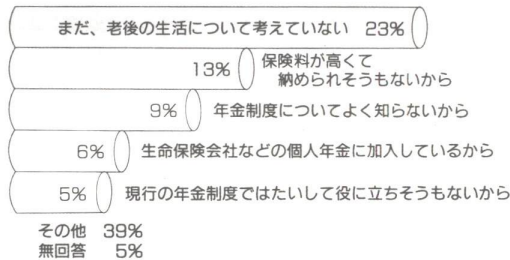


区民2,000人にお聴きしました。

### Q1 現在あなたは、どの年金に加入していますか？



### Q2 年金に加入していない方に聴きました。(複数回答) 加入していないのは、なぜですか？



#### 「舎人公園のレーガン桜」

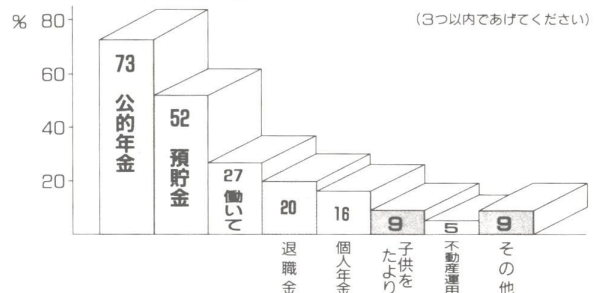
平成元年を迎えた今年、米大統領もレーガンさんからブッシュさんへ世代交代しました。(昭和63年撮影)



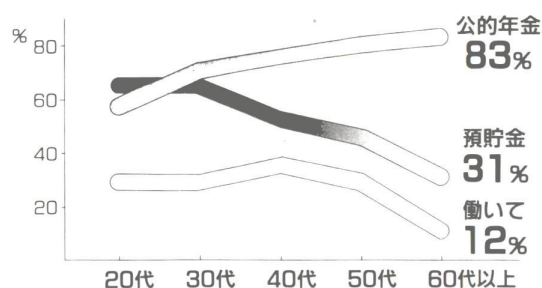
#### 「旧西新井橋とおぼけ煙突」

足立の名物として親しまれた「おぼけ煙突」は国民年金制度が始まって間もなく、昭和39年に取り壊されました。(昭和29年撮影)

### Q3 あなたは、老後の生活資金として、何を頼りにしますか？



### Q3から 年代別、老後の生活資金ベスト3



〔第17回 足立区政に関する世論調査〕(1988年10月)より



国民年金、みんなでむすぶ明日へのかけ橋

### 20歳から60歳になるまでは原則として国民年金は全員加入です



スタート

あなたは国民年金に加入していますか?

YES YES  
厚生年金や共済組合の加入者は自動的に第2号被保険者になります。

YES  
上記の人に扶養されている配偶者は第3号被保険者になります。

NO  
自営業・自由業などの人やその配偶者の人は基本的には国民年金法に基づいて加入する必要があります。

このままではいけない

国民年金に加入することの義務です。加入の義務という法律によって定められた年齢に達した世帯主は国民年金に加入し、保険料を納付する義務があります。加入しないままでは国民年金の給付を受けられず、老後の生活が不安定になります。

あなたは保険料をきちんと納めていますか?

平成元年4月分～2年3月分までの保険料は

	月額	一年前納
定額	8,000円	93,680円
定額+付加	8,400円	98,360円

4月末日までに一年分をまとめて前納すると、保険料が割り引きされるのでおとくです(年間定額の場合は2,320円、付加保険料込みの場合は2,440円安くなります)。

NO YES

保険料は20歳から60歳になるまでの40年間納めるようになっています。

経済事情で納めるのが困難な場合

納めるのを忘れてしまう場合

免除制度があります!!

経済的事情や、病気・ケガなどのために納めるのが困難な方は、基準に合えば保険料を免除される制度があります。納めないままにしないで、ぜひ一度ご相談下さい。



口座振替をご利用下さい!!

預金通帳

通帳印

年金手帳 または 郵便局を筆く

金融機関か 国民年金課窓口へ

納付書

毎月15日に、預金口座から前月分を振替ます。納めに行く手間も省け、納め忘れもなく安心です。

### あなたがもらえる年金はこれです。

老齢基礎年金は65歳で

年金は65歳で請求することが原則ですが、60歳から請求することもできます。また、66歳以上で請求した年金額より、1割増しの年金額を支給する制度があります。66歳以上で請求した年金額より、1割増しの年金額を支給する制度があります。

請求時の年齢	60	61	62	63	64	65
支給率	58%	65%	72%	80%	89%	100%

繰上げ

老齢基礎年金を受けるには最低25年間の保険料納付期間(含む)が必要です。

昭和5年4月1日以前に生まれた方は、25年の資格期間が必要です。

※カラ期間とは、サラリーマンの奥さん等で、昭和61年に入っていない期間を指します(この期間は年金額に算入されず、全期間(※加入可能年数)納めた場合627,200円等がある場合は次の式で計算します。

$$627,200円 \times \frac{\text{保険料納付済月数} + (\text{保険料免除月数})}{63 \text{年度額}} \times \text{加入可能年数} \times 1.05$$

ただし、(保険料納付済月数+保険料免除月数)が加入可能年数に満たない場合は、詳しくはお問い合わせください。

※加入可能年数表

生年月日	加入可能年数	生年月日	加入可能年数
大15年4月2日以降	25年	昭9年4月	33年
昭2年4月2日以降	26年	昭10年4月	34年
昭3年4月2日以降	27年	昭11年4月	35年
昭4年4月2日以降	28年	昭12年4月	36年
昭5年4月2日以降	29年	昭13年4月	37年
昭6年4月2日以降	30年	昭14年4月	38年
昭7年4月2日以降	31年	昭15年4月	39年
昭8年4月2日以降	32年	昭16年4月	40年

第1号被保険者として加入する必要があります。

第1号被保険者として加入する必要があります。



基本的には国民年金法に基づいて加入する必要があります。国民年金に加入しないままでは国民年金の給付を受けられず、老後の生活が不安定になります。

第1号被保険者	第2号被保険者	第3号被保険者
<p>自営業・自由業などの人とその配偶者(20歳～60歳未満)</p>	<p>厚生年金や共済組合に加入している人</p>	<p>第2号被保険者に扶養されている配偶者(20歳～60歳未満)</p>
<p>保険料は、口座振替または納付書で納めます。</p>	<p>保険料は厚生年金や共済組合からまとめて支払われます。</p>	<p>保険料は厚生年金や共済組合からまとめて支払われます。</p>
<p>加入手続きは国民年金課または区民事務所で。</p> <p>【届出に必要なもの】</p> <p>印かん・国民年金手帳(以前に加入していた方)・本人と配偶者の厚生年金手帳と退社日のメモ・婚姻年月日のメモなど。</p>	<p>加入手続きは不要です。ただし、第1号被保険者・第3号被保険者だった方は、それをやめる届出が必要です。配偶者を扶養している方は、第3号被保険者の届け出をお忘れなく!</p>	<p>【届出を忘れずに!】</p> <p>届出が2年以上遅れると未納期間が生じてきます。届出書に配偶者の勤先の確認を提出してください。その他に必要なものは、第1号被保険者と同じです。</p>

任意加入の人

次の人は、希望によって加入することができます。

- 益問部の学生、生徒(専修学校、専修学校に準ずる各種学校を含む)(20歳～60歳未満)
- 老齢(退職)年金を受けている人(20歳～60歳未満)
- 海外に居住する日本国民(20歳～65歳未満)
- 60歳以上65歳未満の人(加入手続きはお問い合わせ下さい)

老齢基礎年金<sup>1)</sup>満額に近づけたい人や60歳の時点で老齢基礎年金の受給資格期間が不足している人が65歳になるまでに受給資格期間を満たせる場合などにおすすみます(注:満額とは、保険料を加入可能年数分まで納めた場合に受け取れる老齢基礎年金の金額のことです)。

学生の方も、事故などで障害を負った場合、障害基礎年金を受けられるように加入をおすすみます(なお、国では、学生等の強制加入について、検討されております)。

### 国民年金加入中に万一.....のときは

	給付の条件	年金額
障害基礎年金	加入期間の2/3以上保険料を納めている人が加入中に初診日がある病気・けがで一定程度以上の障害者になったとき。 (平成8年3月までは初診日前の1年間に保険料の滞納がない人も含む) ※20歳前からの障害者に対しても支給	1級=784,000円 2級=627,200円 年金を受ける権利を得たときの子のある人には加算あり。*
遺族基礎年金	加入期間の2/3以上保険料を納めている人(平成8年3月までは死亡日直前の1年間に保険料の滞納がない人も含む)または老齢基礎年金を受ける資格のある人が死亡したとき、子のある妻または子に支給	子が1人ある妻に 815,300円 子が1人がある場合 627,200円 子が2人以上のとき加算あり。*
寡婦年金	老齢基礎年金を受ける資格のある夫が何の年金も受けていないときに死亡したとき、結婚期間がひきつづき10年以上ある妻に60歳から65歳になるまで支給	夫の老齢基礎年金額の3/4
死亡一時金	保険料を3年以上納めた人が何の年金も受けていないときに死亡したとき。	10～20万円 (保険料の納付月数による) 一時金で支給

※子の加算額(子は18歳(障害の子は20歳)未満であること)  
1人目、2人目の子に各188,100円、3人目以降の子にそれぞれ62,700円。  
ただし、遺族基礎年金は2人目以降の子より上記と同じ金額が加算されます。

### 国民年金の特典

#### 低利な住宅資金が借りられます。

国民年金の保険料を3年以上納めている人は、納めた期間に応じてマイホーム資金が低い金利で、住宅金融公庫の資金と併せて借りられます。問合わせ先 住宅金融公庫(812)1111 もしくは金融機関

#### 年金を受けている人はお金を借りられます。

すでに年金を受けている人は、その年金権を担保にお金を借りることができます(老齢福祉年金は除く)。問合わせ先 年金福祉事業団(502)2481 もしくは金融機関

#### 全国各地にある国民年金の施設を利用できます。

全国48ヵ所にある国民年金保養センター等を割安で利用できます。ご家族、グループの旅行に、結婚式や各種会合にお気軽にご利用ください。

### 国民年金ことぶき友の会

老齢年金・通算老齢年金を受けていらっしゃる方々のための集まりです。あなたの入会をお待ちしております。

ことぶき友の会では、安い費用で会員の親睦旅行を行うほか、各種のレクリエーションなどのいろいろな行事を行います。

〇くわしくは—————ことぶき友の会事務局へ  
〒100 千代田区丸の内3-8-1 電話(211)1905

### 国民年金についてのお問い合わせは

足立区役所 区民部国民年金課(中央本町庁舎) 中央本町一丁目17番1号  
加入手続は……………適用係(2階2番窓口)(880)5151  
保険料の納付相談は  
保険料の免除申請は……………保険料係(2階1番窓口)(880)5161  
口座振替は  
年金請求の手続は……………給付係(2階3番窓口)(880)5165

### 国民年金相談コーナー

毎月第1水曜日(ただし祝祭日の場合は翌週)  
午前10時~午後3時30分 国民年金課(中央本町庁舎2階)  
\*特にこのコーナーでは、社会保険事務所の専門官が相談に応じます。

### 国民年金出張相談

年金についての様々なご質問やご相談におこたえするために、毎月1ヵ所の区民事務所を選んで出張相談を行っています。  
当日は、足立社会保険事務所から年金専門官も参加して、保険料の納付や、年金制度全般に関しての、くわしいご相談をお受けします。  
相談日、出張場所などは「あだち広報」や町会・自治会の回覧などでお知らせしますので、どうぞご利用ください。

### 戸別訪問・夜間電話連絡を行っています

国民年金課保険料係では保険料が未納になっている方を対象に、納付相談を目的として日中お伺いしたり、夜間、お電話で連絡をしています。  
なお、お伺いする職員は足立区長の公印が押印された職員証を携帯しています。  
ご不審な点がございましたら、国民年金課までご連絡ください。

**区では、4月から毎月第2、第4土曜日は休みとなります。**

### 国民年金保養センター(北海道・東北・関東編)

- ご利用の方は、施設あて直接ハガキか電話で申し込んでください。
- 料金は、4,200円~6,500円(サービス料込み)程度で、被保険者・年金受給権者と一般には多少の差があります。

施設名	所在地	電話番号
つるいグリーンパーク	北海道阿寒郡鶴居村宇雪裡原野北16線西3-5	0154(64)2221
い わ な い	北海道岩内郡岩内町宇野東500	0135(62)8841
グリーンパーク新十津川	北海道樺戸郡新十津川町宇総進	01257(6)4000
つがる富士見荘	青森県北津軽郡鶴田町宇大沢	0173(22)3003
はなまき	岩手県花巻市金矢第5地割251-1	0198(27)2811
みちのく路	宮城県志田郡鹿島台町広長字石川原4番	0229(56)5511
のしろ	秋田県能代市落合字亀谷地1-11	0185(54)2121
もがみ	山形県最上郡最上町大字大堀	0233(44)2311
阿多多羅	福島県二本松市岳温泉1丁目200-1	0243(24)2306
ときわ路	茨城県常陸太田市増井町1797	0294(72)4141
きつれがわ	栃木県塩谷郡喜連川町大字喜連川5445-1	0286(86)2311
草津グリーンパークバレス	群馬県吾妻郡草津町草津白根	0279(88)3960
むさしの	埼玉県川越市大字伊佐沼字沼田町667	0492(24)3210
そとぼう	千葉県夷隅郡岬町和泉4437-10	0470(87)7111
こまばエミナース	東京都目黒区大橋2-19-5	03(485)1411
おくたま路	東京都青梅市二俣尾2-371	0428(78)9711
さがみの	神奈川県相模原市弥栄3-1-5	0427(52)0291



### 社会保険事務所での年金相談

社会保険事務所では、厚生年金および国民年金について社会保険庁とのオンラインシステムにより個別・具体的な年金相談に応じています。

- 相談内容
- 厚生年金の加入期間および年金見込額
  - 国民年金と厚生年金の通算加入期間および年金見込額
  - 国民年金の納付記録
  - 現在年金を受けている方の記録および支払額

相談時間 午前9時15分~午後4時30分(土曜日は午前11時30分まで)  
土曜日は、混みますので、なるべく平日をご利用ください。

相談は、ご本人が直接年金手帳や年金証書をもって、社会保険事務所へおいでください。しかし、やむを得ない事情により代理の方がおいでになるときは、本人の署名押印入りの依頼状をお持ちください。

国民年金の保険料は、年度が過ぎると区役所では扱えなくなります。また、免除されていた期間分を納めるときも区役所では扱えません。

- 63年3月以前の保険料
- 免除されていた期間の保険料

上記の保険料を納めるときは、社会保険事務所の窓口で直接おさめるか、社会保険事務所に納付書を請求して金融機関で納めてください。

足立社会保険事務所  
〒120 足立区綾瀬二丁目17番9号(604)0111

